

(別紙)

低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格の設定について

この委託業務は、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額により入札した場合、以下の基準が適用されます。

1. 入札書比較低入札価格調査基準価格の設定

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査を実施し、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断した場合は、落札者になれません。

入札書比較低入札価格調査基準価格

① 測量業務

次の(1)、(2)及び(3)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、予定価格を100分の110で除した額(以下「入札書比較価格」という。)の10分の8.2を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.2(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接測量費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(測量調査費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(諸経費)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

② 建築関係コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(特別経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(技術料等経費)に10分の6を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(諸経費)に10分の6を乗じて得た額(1円未満切捨て)

③ 土木コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(直接経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(その他原価)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(一般管理費等)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

④ 地質調査業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.5を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.5(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の3分の2に満たない場合には、入札書比較価格の3分の2(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接調査費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(間接調査費)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(解析等調査業務費)に10分の8を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(諸経費)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

⑤ 補償コンサルタント業務

次の(1)、(2)、(3)及び(4)の合計額(1,000円未満切上げ)。ただし、この金額が、入札書比較価格の10分の8.1を超える場合には、入札書比較価格の10分の8.1(1,000円未満切捨て)とし、また、入札書比較価格の10分の6に満たない場合には、入札書比較価格の10分の6(1,000円未満切上げ)とする。

- (1) 県の設計金額(直接人件費)(1円未満切捨て)
- (2) 県の設計金額(直接経費)(1円未満切捨て)
- (3) 県の設計金額(その他原価)に10分の9を乗じて得た額(1円未満切捨て)
- (4) 県の設計金額(一般管理費等)に10分の5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

2. 調査項目

入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、以下の項目について、調査及び当該入札者から事情聴取を行うとともに、必要に応じ当該入札者から書面の提出を求めるものとします。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、落札者とはなりません。

書面については、通知日の翌日から3日以内(ただし、県の休日(※)を除く。)に提出してください。ただし、最終日の提出は午後5時までとします。提出のない場合は、当該入札について、落札者とはなりません。

- ① 当該価格により入札した理由
- ② 配置予定技術者の手持業務の状況
- ③ 配置予定技術者の同種・類似業務の実績
- ④ 過去に実施した委託業務及び発注者
- ⑤ 経営内容
- ⑥ 技術者
- ⑦ 会社従業員
- ⑧ その他

(※)県の休日：日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日